

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第一項の規定により、交付金事業公共下水道築造工事その三の事前審査型制限付き一般競争入札を別紙のとおり実施する。

平成二十二年六月十日

長久手町長 加藤梅雄

別紙

1	工 事 名	交付金事業公共下水道築造工事その3
2	工 事 場 所	長久手町大字長湫地内
3	工 期	契約の翌日から平成23年3月25日まで
4	工 事 概 要	<p>工事延長 L = 1, 931.4m (管渠内訳) VUφ150 L = 1, 597.8m (開削工法) VUφ200 L = 333.6m (開削工法)</p> <p>マンホール設置工 1号マンホール 14基 A1号マンホール 14基 小口径塩ビマンホール 18基</p>
5	予 定 価 格	金43, 714, 000円 (税抜金額)
6	最 低 制 限 価 格	金29, 143, 000円 (税抜金額)
7	入 札 方 法	<p>本入札は、あいち電子調達共同システム(CALS/EC)における電子入札サブシステム(以下「電子入札システム」という。)により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち、電子入札コアシステムに対応しているカードにより、利用者登録を行わなければならない。</p> <p>詳細な入札方法は、長久手町建設工事等電子入札実施要領及び電子入札システム操作手引書によるものとする。</p>
8	入札参加資格要件	<p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 平成22・23年度長久手町建設工事等入札参加者名簿に登載されている者のうち建設業法(昭和24年法律第100号)に定める特定建設業の許可を受け、愛知県内に本店、支店又はこれに類する機関を置き、当該本店、支店又はこれに類する機関で土木工事業を営んでいるものであること。また、建設業法第27条の23の規定による経営事項審査の総合数値が土木一式工事において、名簿登録時及び直近時ともに901点以上1,200点以下の者であること。ただし、経営事項審査の総合数値が規定以下であっても、本町に本店を有する業者は、この限りでない。</p> <p>(3) この公告の日から開札の日までの期間において、長久手町指名停止取扱要領に基づく指名停止措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。</p> <p>(4) この公告の日から開札の日までの期間において、「長久手町が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」(平成20年2月15日付け長久手町長・愛知県愛知警察署長締結)に基づく排除措置を受けていない者であること。</p> <p>(5) 本工事に専任の技術者等を配置できること。また、建設業法第27条の18に規定する監理技術者資格者証を有する者で、官公庁(国、地方公共団体、公社、公団及び事業団に限る。)が国内において発注した公共下水道築造工事(施工延長は問わない。)を施工した実績を有するものを配置できること。</p>

		<p>(6) 過去10年間に官公庁（国、地方公共団体、公社、公団及び事業団に限る。）が国内において発注した工事（平成12年度から平成21年度までに完了及び引渡された工事）で、公共下水道築造工事（施工延長は問わない。）を元請けとして施工した実績を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は除外する。</p> <p>(7) 本件工事に係る設計業務の受託者（財団法人愛知水と緑の公社）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。</p>	
9	入札参加資格確認申請方法	提出方法	<p>入札参加を希望する者は、町ホームページに掲載してある一般競争入札参加資格確認申請書（以下「資格確認申請書」という。）を電子入札システムにより添付ファイル（ファイル名は、「会社名 申請書」とする。）として送信すること。その他監理技術者資格者証の写し等、資格確認申請のために必要な資料（以下「証明資料」という。）を資格確認申請書の提出期限までに到達するよう、電子入札システムにより添付ファイルとして送信（ただし、1MB以内とする。）又は証明資料が電子入札システムにより添付ファイルとして送信できない場合は、書留若しくは簡易書留のいずれかの方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。</p> <p>なお、期限までに資格確認申請書及び証明資料を提出しない者又は入札参加資格を有していないと認められた者は、入札に参加することができない。</p> <p>アドレス http://www.town.nagakute.aichi.jp/</p>
		提出期間	平成22年6月10日（木）午前10時から平成22年6月18日（金）午後5時まで（電子入札システム稼働時間内）
		郵送による場合の提出方法	<p>証明資料が電子入札システムにより添付ファイルとして送信できない場合、下記の送付先に平成22年6月18日（金）まで（午後5時必着）に送付すること。</p> <p>〒480-1196 長久手町大字岩作字城の内60番地1 長久手町建設部下水道課業務係</p>
10	入札参加資格確認申請結果通知	<p>平成22年6月18日（金）から25日以内に電子入札システムにより通知する。</p> <p>なお、入札参加資格を有していないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。この場合は、平成22年7月13日（火）までに、建設部下水道課に書面を持参して行わなければならない。</p>	
11	未資格者への回答	<p>入札参加資格を有していないと認められた者に対するその理由は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内に書面で回答する。</p>	
12	総合評価落札方式に関する事項	<p>(1) 総合評価落札方式の仕組み</p> <p>本工事の総合評価落札方式は、標準点（発注者が設定している競争参加資格要件を全て満たしている場合に付与する点数）に加算点（入札参加者の技術提案に応じて付与する点数）を加え、入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする方式とする。なお、本工事の総合評価落札方式における標準点は100点とし、加算点の最高点数は25点とする。</p> <p>評価値＝{（標準点＋加算点）÷入札価格}×10,000,000の最も高い者を落札者とする。</p> <p>また、評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定</p>	

する。
 (2) 評価項目と評価基準
 各評価項目について下記の評価基準に基づき加点する。
 (A) 企業の技術力に関する事項 (配点9点)

評価項目	評価基準	加算点
① 同種工事*1の施工実績 (過去10年間(平成12年度～平成21年度までに完了及び引渡し))	同種の実績3件以上あり	3点
	同種の実績2件あり	2点
	同種の実績1件あり	1点
	同種の実績なし	0点
② 工事成績 (過去5年間(平成17年度～平成21年度までに完了及び引渡し)の平均点)*2	点 \geq 80.0	5点
	80.0 $>$ 点 \geq 77.5	4点
	77.5 $>$ 点 \geq 75.0	3点
	75.0 $>$ 点 \geq 72.5	2点
	72.5 $>$ 点 \geq 70.0	1点
③ ISO9000シリーズ取得の有無	認証あり	1点
	認証なし	0点

- *1 同種工事:元請として施工した公共下水道築造工事。ただし、開削工の施工延長900m以上を含むものに限る。官公庁(国、地方公共団体、公社、公団及び事業団に限る。)が国内において発注した工事の実績。
- *2 過去の元請としての愛知県建設部発注工事成績のうち、一般土木工事に関する成績の平均点。
- *2 過去の元請としての愛知県建設部発注工事成績のうち、一般土木工事に関する成績のない者については、70.0 $>$ 点とする。

(B) 配置予定技術者の能力に関する事項 (配点8点)

評価項目	評価基準	加算点
① 同種工事*1の施工実績 (過去10年間(平成12年度～平成21年度までに完了及び引渡し))	同種の実績3件以上あり	3点
	同種の実績2件あり	2点
	同種の実績1件あり	1点
	同種の実績なし	0点
② 工事成績 (過去5年間(平成17年度～平成21年度までに完了及び引渡し)の内1件)*2	点 \geq 80.0	5点
	80.0 $>$ 点 \geq 77.5	4点
	77.5 $>$ 点 \geq 75.0	3点
	75.0 $>$ 点 \geq 72.5	2点
	72.5 $>$ 点 \geq 70.0	1点
	70.0 $>$ 点	0点

- *1 同種工事:元請として施工した公共下水道築造工事。ただし、開削工の施工延長900m以上を含むものに限る。官公庁(国、地方公共団体、公社、公団及び事業団に限る。)が国内において発注した工事の実績。
- *1 主任又は監理技術者及び現場代理人として担当したものに限る。
- *2 過去の元請としての愛知県建設部発注工事成績ならば、工種を問わない。
- *2 過去の元請としての愛知県建設部発注工事成績がない者については、70.0 $>$ 点とする。
- *2 主任又は監理技術者及び現場代理人として担当したものに限る。

		(C) 地域精通度地域貢献度に関する事項 (配点8点)	
	評価項目	評価基準	加算点
① 本店及び支店又は営業所等の所在の有無		長久手町内に本店	2点
		長久手町内に支店又は営業所等	1点
		上記以外	0点
② 同種工事*1の施工実績 (過去10年間(平成12年度～平成21年度までに完了及び引渡し))		長久手町受注実績あり	2点
		尾張建設事務所管内*2 受注実績あり	1点
		上記以外	0点
③ 緊急維持修繕工事又は道路雪氷対策業務の締結及び実績 (過去5年間(平成17年度～平成21年度までに完了及び引渡し))		長久手町と締結かつ実績あり	3点
		長久手町又は尾張建設事務所と締結*3あり	2点
		尾張建設事務所と締結*4あり	1点
		上記以外	0点
④ ISO14000シリーズ取得の有無		認証あり	1点
		認証なし	0点
<p>*1 同種工事:元請として施工した公共下水道築造工事。ただし、開削工の施工延長900m以上を含むものに限る。</p> <p>*2 尾張建設事務所管内については、尾張建設事務所及び同事務所管内の市町(清須市、北名古屋市、小牧市、春日井市、瀬戸市、尾張旭市、日進市、豊明市、豊山町及び東郷町の計8市2町)に限る。</p> <p>*3 尾張建設事務所との締結については、区域が長久手町を含んでいるものに限る。</p> <p>*4 尾張建設事務所との締結については、区域が長久手町を含んでいないものに限る。</p>			
<p>(3) 評価項目の審査</p> <p>加算点は、技術資料及び添付書類に基づき(2)の評価基準で審査して算出する。提出書類のみでは判断ができない場合、内容の確認や追加資料の提出を求められることがある。また、提出した書類の記載内容が事実と違っていた場合でも書類の再提出は認められないため、各評価項目の実績等が記載漏れの場合は加算対象とならない。</p> <p>(4) 評価値等に対する質問・回答</p> <p>評価値に疑問のある者は、その理由について説明を求められることができる。この場合は、平成22年7月13日(火)までに、建設部下水道課に書面を持参して行わなければならない。</p> <p>理由は、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して7日以内に書面で回答する。</p>			
13	契約条項等 を示す場所	縦覧場所	<p>あいち電子調達共同システム(CALS/EC)のポータルサイトから「入札情報サービス」－「入札公告」－「調達機関」で「長久手町」を選択し検索－「調達案件名称」をクリックし、データをダウンロードする。</p> <p>アドレス https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp</p>

		縦覧期間	平成22年6月10日(木)から平成22年7月28日(水)まで(システムメンテナンス等休止時間帯を除く。)	
14	設計図書等 に対する質 問・回答	提出方法	設計図書等に対する質問がある場合には、次のとおり電子メールにより提出すること。 電子メールアドレス gesui@town.nagakute.lg.jp	
		提出期間	平成22年6月10日(木)から平成22年7月13日(火)まで	
		回答方法	平成22年7月15日(木)までに入札参加者全員に電子メールにより通知する。	
15	現場説明	有・無	日 時	—
			場 所	—
16	入札書等の 提出	提出方法	電子入札システムにより、工事費内訳書を添付して提出すること。	
		提出期間	平成22年7月23日(金)午前8時から平成22年7月27日(火)午後5時まで(電子入札システム稼働時間内)	
17	入 札 保 証 金	<p>入札に参加しようとする者は、長久手町契約規則(昭和46年長久手町規則第12号。以下「契約規則」という。)第9条の規定に基づく入札保証金を納めなければならない。ただし、契約規則第11条各号の規定の一に該当するときは、入札保証金の納付を免除するので、次の書類を資格確認申請書に添付して送信すること。</p> <p>(1) 同条第1号に該当する場合 契約締結予定日(平成22年7月29日)を終期とする入札保証保険契約書写し</p> <p>(2) 同条第2号に該当する場合 過去2年間に官公庁(国、地方公共団体、公社、公団及び事業団に限る。)が国内において発注した工事(平成20年度から平成21年度までに完了及び引渡された工事)で、公共下水道築造工事(施工延長は問わない。)を元請けとして施工した実績2件についての契約書写し又はCORINS写し(発注者・工事名・契約金額・工期・工事規模等が確認できる部分)。なお、特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績も含む。</p> <p>※ 契約規則第9条又は第10条に規定する入札保証金又はこれに代わる担保を納付するときは、資格確認申請書提出期間内に長久手町総務部行政課に事前相談のうえ所定の手続をすること。</p>		
		開札場所及び開札日時	開札場所	長久手町役場2階 第2会議室
18		開札日時	平成22年7月28日(水) 午前10時	
		開札日時	平成22年7月28日(水) 午前10時	
19	入札執行の 留意事項	<p>(1) 入札は、資格確認の結果において、入札参加資格を有すると認められた者が電子入札システムで行うものとし、郵送又は持参によるものは受け付けない。ただし、紙入札参加承認願を提出し、紙入札審査結果通知書において承認を得た場合を除く。</p> <p>(2) 入札回数は、1回とする。</p> <p>(3) 資格確認の結果、入札参加資格を有すると認められた者が1人である場合又は入札に参加する者が1人である場合においても、原則として入札を執行するものとする。</p> <p>(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(5) 入札に参加する者は、入札書提出に併せ、入札金額と同額の工事費内訳書を提出</p>		

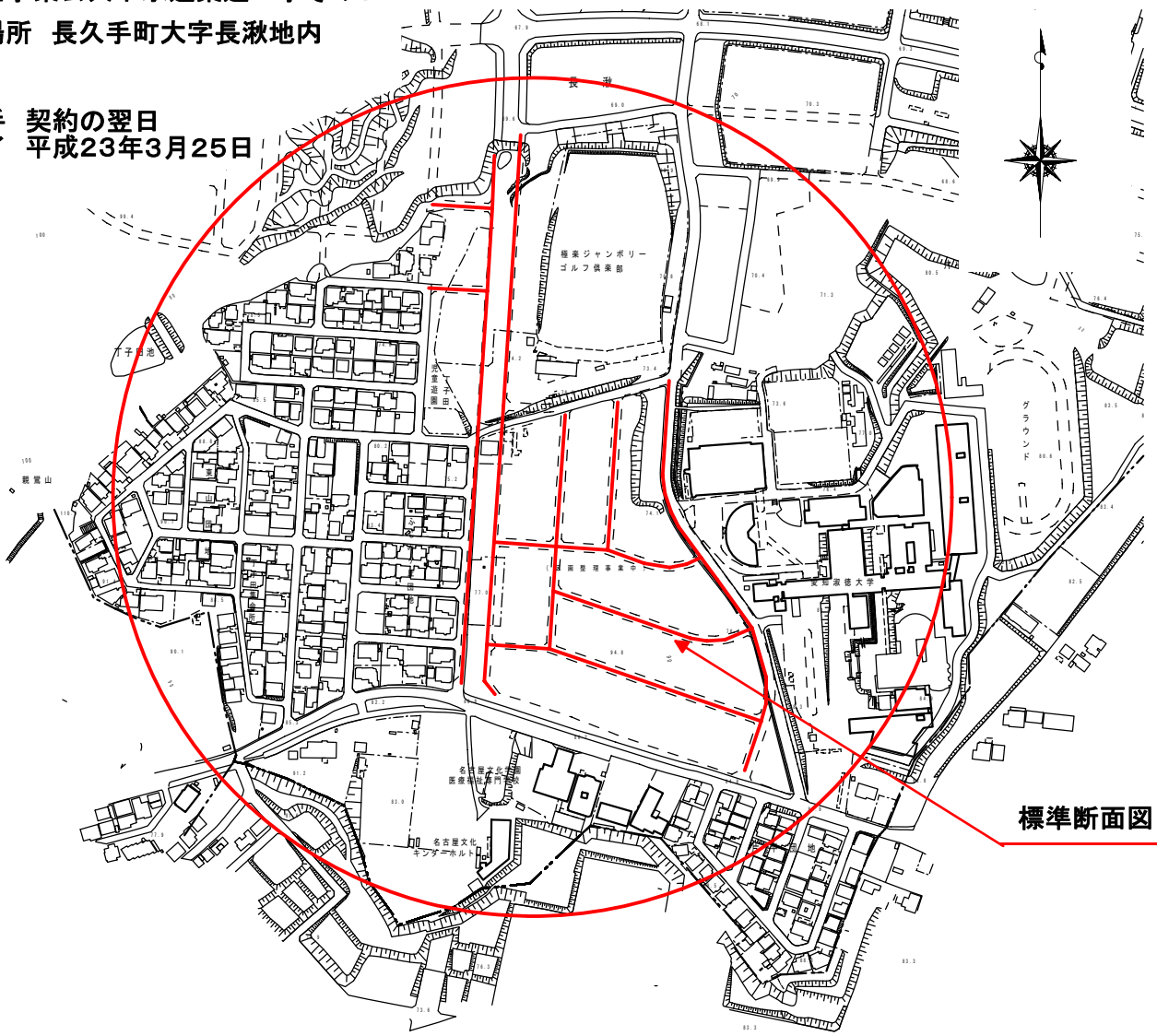
		<p>すること。この場合、電子入札システムにより添付ファイルとして送信すること。 なお、提出された工事費内訳書は返却しない。工事費内訳書は、町ホームページからダウンロードして使用するものとする。</p>
20	契約書作成の要否	要
21	入札の無効	<p>本公告に示した入札参加者資格を有していない者及び虚偽の申請を行った者並びに長久手町公共工事関係入札者心得書、長久手町建設工事等電子入札実施要領又は現場説明書等入札に係る条件に違反した入札は、無効とする。 なお、入札参加資格を有すると認められた者であっても、その後、指名停止措置を受け開札時において指名停止期間中である者等開札時点において入札参加資格を有していない者が行った入札は、無効とする。</p>
22	契約締結	<p>落札者の決定後、速やかに契約を締結するものとする。ただし、開札後契約締結までの間に落札者の信用状況等が契約の相手方として不適当と認められるものとなった場合は、契約の締結を行わないものとする。</p>
23	契約保証金	<p>落札者は、契約規則第29条の規定に基づく契約保証金を納めなければならない。ただし、契約規則第31条各号の規定の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除するものとする。</p>
24	前払金に関する事項	<p>長久手町公共工事請負契約約款第36条の前払金については、請負金額500万円以上の工事につき、10分の4以内の割合を乗じて得た額を支払うことができる。ただし、算出して得た額は10万円単位の切捨てとし、5,000万円を超えるときは、5,000万円を限度とする。</p>
25	その他	<p>(1) 資格確認申請書作成説明会は、実施しない。 (2) 資格確認申請書のヒヤリングは、実施しない。ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。 (3) 提出された資格確認申請書は、原則として公表せず、また無断で使用することはしないものとし、申請者に返却しない。 (4) 工期は、事情により変更することがある。 (5) 入札に参加する者は、長久手町公共工事関係入札者心得書、長久手町建設工事等電子入札実施要領、設計図書等を熟読し、入札の心得を遵守すること。 (6) 落札者は、資格確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に専任で配置すること。 (7) 入札に参加を希望する者が営業停止処分を受けた場合、営業停止期間中は、資格確認申請、現場説明会参加、入札等の営業活動はできないものとする。 (8) 建設業退職金共済組合掛金相当分を現場管理費に加算してある。</p>
26	問合せ先	<p>〒480-1196 長久手町大字岩作字城の内60番地1 長久手町建設部下水道課業務係 電話(0561)63-1111 内線332</p>

交付金事業公共下水道築造工事その3

工事場所 長久手町大字長湫地内

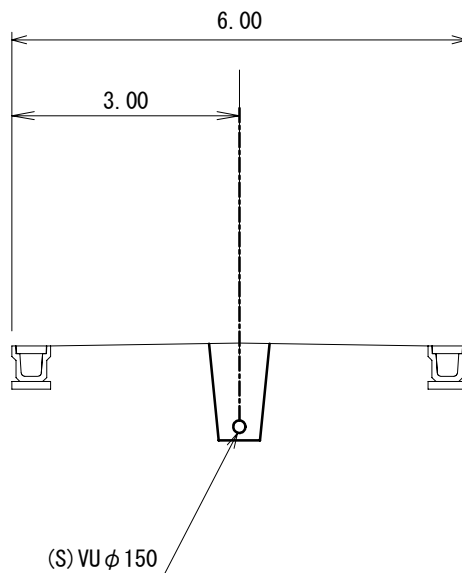
工期

着手 契約の翌日
完了 平成23年3月25日



標準断面図

標準断面図



質問書様式

長久手町 建設部 下水道課 行

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

質問事項【交付金事業公共下水道築造工事その3】

この欄には「〇〇〇について」または「〇〇〇の図面について」というように項目を起こしてください。

質問内容

注) 質問様式はA 4 縦使い。

質問 1 項目につき 1 様式を当ててください。

質問の提出期間は、平成22年6月10日(木)～平成22年7月13日(火)午後5時までに E-mailにより提出すること。

質問の提出先は、E-mail : gesui@town.nagakute.lg.jp